第３次芦屋市環境計画の策定について

問い合わせ　環境課　☎㊳2051

第３次芦屋市環境計画は、計画策定委員会での審議や市民アンケート調査・素案に対する市民意見募集を経て、市民の皆さんの環境に関する意見等を盛り込みながら策定しました。

本市の目指す環境の姿「人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや」の実現のためには、個人や団体で実施するまちの美化活動や事業所の省エネ活動、市が行う環境測定など、市民・事業者・市がそれぞれの立場で取り組みを実施することが必要です。

さらには市民・事業者・市の各主体が情報を共有したり、一緒になって活動を実施するなど、相互に協力し連携を図ることで、より効果的、効率的に取り組みを推進することができることから、皆さんのより一層のご理解とご協力をお願いします。

本紙面で、計画の概要についてお知らせします。詳細につきましては、計画書をご覧ください。計画書および概要版は、市ホームページ・市役所北館１階行政情報コーナー・ラポルテ市民サービスコーナーでもご覧になれます。

計画の構成

本市の目指す環境の姿を実現するため、５つの基本目標と２つの基本方針を設定しました。基本目標は、身近な「地域の環境」の分野で３つ、広域的な「地球の環境」の分野で２つの合計５つから構成されています。

また、各基本目標の達成へ向けた取り組みに共通する方向性として、環境について「知る・学ぶこと」、そして、「取り組みを行い、さらに連携・協力すること」が挙げられるため、この２つを「基本方針」として掲げ、その主体である「人」を取り組みの基盤と位置付けます。

計画の対象および期間

計画の対象とする「環境」は、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」、「都市環境」の４つとします。また、計画の対象地域は

「芦屋市全域」としますが、広域的に連携を図っていくべき問題については、近隣自治体などと協力して対処します。

計画の期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とします。また、環境に関する社会情勢の変化や科学技術の進歩などに応じた新たな課題についても、本計画の対象範囲に柔軟に取り入れ、適宜、必要な見直しを行います。

目指す環境の姿

人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや

「人と環境とのすこやかな関わり」とは、人が環境を健全な状態におくことによって、環境が人に快適な暮らしを提供してくれるという「共生」の関わりを表現したものであり、それを市民・事業者・市が参画と協働により築き上げていくことにより、主体的にその価値を認識し、他の地域に向けても発信できる「誇れる」都市として、将来にわたり発展していくという願いを込めています。

計画の構成

本市の目指す環境の姿を実現するために、５つの基本目標（地域の環境についての３つの基本目標と地球の環境についての２つの基本目標）を設定しました。また、５つの基本目標の達成へ向けた取り組みに共通する方向性として、２つの基本方針を掲げています。

地域の環境についての３つの基本目標

① 自然環境を守る

～生きものに関心を持ち、身近な自然に親しむ～

本市は豊かな自然環境に恵まれており、それは生きものにとっても大切な生息環境であることを踏まえ、自然環境を守り、生きものと共生することが必要です。また、自然とのふれあいは心身をリラックスさせることにもつながることから、自然とふれあえる場を大切にし、さらに充実させます。

わたしたちにできることは…

- 生きもの調査や自然観察会などのイベントを通じて、自然環境について学びます
- 外来生物の持ち込みや放流をしません
- ごみを持ち帰るなど、自然環境の美化に努めます
- 地域でのビオトープを活用した活動に参加します

② 健康で快適な生活環境を創る

～きれいな水と空気・静けさを大切にする～

私たちが健康で快適に暮らすためには、身近な環境を良好に保つことが重要です。緑豊かな都市空間を誇る本市において、より一層、オアシスのように心が和む環境の保全を図るためには、自分の周りの環境について知り、環境の基盤である水と空気をきれいに保つ取り組みを進め、一人ひとりが周囲の環境に配慮した生活スタイルを実践する必要があります。

また、近年では放射能汚染や国境を越えた微小粒子状物質（ＰM2.5）による広域規模の大気汚染などに対する関心が高まっており、新たな環境問題にも対応する必要があります。

わたしたちにできることは…

- 大気などの生活環境に関する情報を収集します
- 自家用車の代わりに公共交通機関を利用します
- 車を購入する際は、低公害車を選択します
- 家庭からの音により近隣に迷惑をかけないようにします

③ 美しいまちなみを育む

～緑いっぱいのきれいなまちへ～

芦屋らしい美しい景観を保つために、規制を行うことやまちの中の緑を育むこと、市民の憩いの場を創出することが求められています。また、まちなみの美化に関する、一人ひとりの取り組みに加え、市民・事業者・市が協働して取り組みを推進することで、より一層きれいで美しいまちなみを形成していきます。

わたしたちにできることは…

- 家の敷地でのガーデニングや木を植えること等、町内の緑化に取り組みます
- 地域の清掃活動などを積極的に行います
- たばこの吸い殻や空き缶、ごみのポイ捨てをしません

５つの基本目標を達成するための２つの基本方針

基本方針Ⅰ　さまざまな環境について学ぶ
基本方針Ⅱ　目指すべき環境を共に創る

～基本方針は、取り組みの実態に合わせ、ステップ１、ステップ２の２段階で実施～

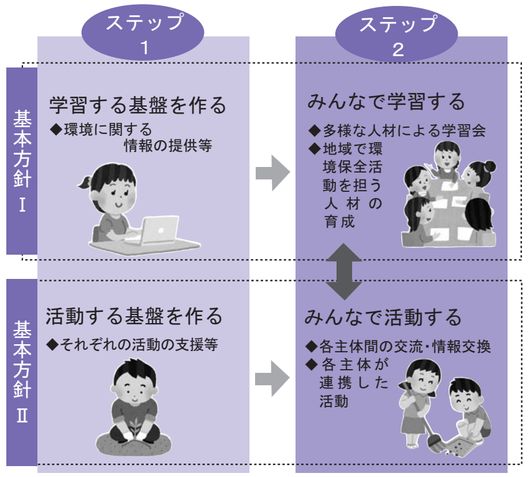

市では、５つの基本目標を達成するために、２つの基本方針を掲げ、学習の基盤を作るために環境に関する情報提供のさらなる充実を図り、活動する基盤を作るために各個人・団体の活動を支援します。

また、各個人・団体のみの活動から、みんなで学習し、みんなで活動できるよう、環境保全活動を担う人材の育成や情報交換や交流の場を創り、みんなが連携した活動を目指します。

地球の環境についての２つの基本目標

④ 地球温暖化を防ぐ

～省エネ・再エネに関心を持ち、エネルギーを大切に使う～

日常生活や事業活動によって排出される温室効果ガスは、地球環境に多大な影響を及ぼす地球温暖化の原因となっています。温室効果ガスの大半がエネルギーの使用に起因していることを踏まえ、地球温暖化防止に向けてエネルギーをかしこく（スマートに）使う低炭素社会の構築を目指す必要があります。

そのため、普段使用しているエネルギーのことを知り、エネルギーの有効利用へ向けた取り組みを進めます。

わたしたちにできることは…

- 家庭や職場でのエネルギー使用量を把握し、省エネに取り組みます
- ＬＥＤ照明や高効率給湯器などの省エネルギー機器を導入します
- 不要な照明の消灯やエアコンの設定温度を緩和します
- 打ち水や緑のカーテンなど、身近な取り組みを行います

⑤ 循環型社会を創る

～ごみを減らし、資源を大切にする～

日本は資源の大半を諸外国に依存しており、今後、利用できる資源が不足する恐れがあります。また、資源を消費した後の廃棄物の発生は環境に大きな負荷を与えます。

そのため、私たちは資源の採取、生産、消費、廃棄などの社会経済活動のあらゆる段階において、廃棄物や環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す必要があります。また、生活に欠かせない水についても、有効活用を通じて水循環を守ります。

わたしたちにできることは…

- 買い物の際は、マイバッグを持参して、レジ袋を断ります
- フリーマーケットやリサイクルショップを利用して、リユース活動をします
- グリーン購入対象製品を優先的に購入します
- 雨水貯留施設を導入して、雨水を有効利用します

環境処理センター運転状況結果（平成26年度）

問い合わせ　環境施設課　☎32-5391

1　焼却灰熱灼減量

単位：%

項目	年平均値	規制値
熱灼減量	4.45	10.00

2　（1）騒　音

単位：ｄＢ

区分	焼却炉運転中		敷地境界内における基準値
	境界内	境界外	
測定日	H26.11月19日～20日		—
〈朝〉午前６時～午前８時	48(53)	49(55)	50
〈昼〉午前８時～午後６時	53(56)	52(58)	60
〈夕〉午後６時～午後10時	47(53)	48(57)	50
〈夜〉午後10時～午前６時	43(45)	44(47)	45

＊（　）内は、周辺の道路騒音等（外乱）を含む数値

（2）振　動

単位：ｄＢ

区分	焼却炉運転中		敷地境界内における基準値
	境界内	境界外	
測定日	H26.11月19日～20日		—
〈昼〉午前８時～午後７時	29	29	60
〈夜〉午後７時～午前８時	26	24	55

（3）悪臭測定

区分	環境処理センター敷地境界
測定日	H26.11月19日
悪臭物質濃度	すべて悪臭防止法基準内

3　大気環境調査

規制値：法律などの数値　基準値：住民協定値

区分	単位	打出浜小学校		高浜町９高層		規制値
測定日	—	H26.10月8日・9日	H27.2月18日・19日	H26.10月8日・9日	H27.2月18日・19日	1日平均環境基準
浮遊粒子状物質	mg/m3	0.010	0.004	0.015	0.003	0.100
二酸化硫黄	ppm	0.000	0.000	0.000	0.000	0.040
二酸化窒素	ppm	0.010	0.008	0.007	0.006	0.040～0.060(※)
一酸化窒素	ppm	0.002	0.001	0.001	0.000	—
塩化水素	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	—

※二酸化窒素の環境基準は、0.040～0.060ppm内またはそれ以下（出典：環境省ＨＰ）

4　排出ガスの排出濃度

区分	単位	１号炉		２号炉				基準値	規制値
測定日	—	H26.5月21日	H26.11月12日	H26.7月16日	H26.8月27日	H27.1月14日	H27.2月25日	—	—
ばいじん	g/m3N	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02	0.08
硫黄酸化物	ppm	<1	<1	<1	<1	<1	<1	20	150
窒素酸化物	ppm	40	41	38	31	44	38	60	250
塩化水素	ppm	4	3	4	1	4	3	25	430

5　排ガス中のダイオキシン類

単位：等価換算値 ng-TEQ/m³N

区分	１号炉	２号炉	規制値
測定日	H26.5月21日	H27.1月14日	—
ダイオキシン類	0.015	0.011	1.00

6　焼却灰・バグ灰中のダイオキシン類

単位：等価換算値 ng-TEQ/g-dry

区分	焼却灰	バグ灰	規制値
測定日	H26.6月26日		—
ダイオキシン類	0.00016	0.13(※)	3

※バグ灰は、薬剤処理をしているため、基準（規制値）を適用しない。

芦屋市聖苑（火葬場）からのお願い

故人の愛用品や思い出の品などの副葬品を棺の中に納められると、火葬の際にご遺骨を傷つけたり、ご遺骨に付着したりすることがあります。有害なダイオキシン類の発生や、火葬炉の故障の原因にもなりますので、次のような副葬品は棺の中にお納めにならないようご協力をお願いします。

【プラスチック製品・化学繊維製品】
釣竿・ゴルフ用品・テニスラケット・化繊の洋服・おもちゃ・人形・マージャンパイなど

【ガラス製品・金属製品・陶磁器類】
ビン類・缶類・眼鏡・腕時計・硬貨・貴金属・茶碗など

【燃えにくいもの】
毛布・布団・書籍類・ドライアイス・果物など

【危険物】
スプレー缶・ガスライター・電池など

問い合わせ　芦屋市聖苑　☎25-2478

微小粒子状物質（ＰM2.5）について

微小粒子状物質（ＰM2.5）について、芦屋市では次のように、市内の状況の把握や情報発信に努めています。

■測定
現在、市内では兵庫県が朝日ケ丘小学校局および打出自動車排出ガス測定局（打出自排局）にてＰM2.5を測定しています。測定値は、兵庫県のホームページ「兵庫県大気環境の状況」で確認できます。

■注意喚起情報の発信
兵庫県では広範囲にわたってＰM2.5による健康影響の可能性が懸念される場合に、ＰM2.5に関する注意喚起情報を発信しています。

ＰM2.5注意喚起情報は、兵庫県のホームページ「ＰM2.5総合サイト」で確認できます。

また、ＰM2.5注意喚起情報は「あしや防災ネット」または「ＰM2.5情報配信サービス」のいずれかに登録することで、メールにより情報料無料で受信できます。※通信料は利用者の負担となります。

【あしや防災ネットの登録】　ashiya@bosai.netへ空メールを送信ください。

【ＰM2.5情報配信サービスへの登録】
pm25-touroku@kankyo.pref.hyogo.lg.jpへ空メールを送信ください。

夏が来る前に　蚊対策をしましょう

【蚊の発生数を減らす】
蚊は小さな水たまりでも発生します。

《例》　雨水ます・植木鉢やプランターの水の受皿・庭先に置き忘れたバケツやつぼ・古タイヤなど。

■１週間に１度は、住宅周辺に散乱している雨水がたまった容器を逆さにして水をなくす。

■雨水ますには、目の細かい防虫網（ホームセンターなどで購入）を設置することで防げます。

■古タイヤなどには、コップ半分ほどの塩を入れておくと、蚊の発生を抑えることが期待できます。

【蚊から身を守る】
できるだけ肌の露出を少なくし、公園など蚊の多い場所では、虫よけスプレーなどをする。